

電気供給(取次)約款（新旧対照表）

新	旧
<p>II 契約の申込み</p> <p>7 需給契約の成立 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</p>	<p>II 契約の申込み</p> <p>7 需給契約の成立および契約期間 <u>(1)需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</u> <u>(2)契約期間は、次によります。</u> イ契約期間は、別紙に別段の定めがある場合を除き、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。 ロ契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、別紙に別段の定めがある場合を除き、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハお客様の需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イおよびロにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。 <u>(3)需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。</u></p>
<p>28 保証金</p> <p>(1)当社は、6(需給契約の申込み)(1)もしくは37(需給契約の変更等)(1)の申し込みをされたお客様、または支払期日を経過してもなお料金その他この約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかつたお客様から、大阪ガスによる供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、そのお客様の予想月額料金の3月分(お客様の負荷率、操業状況、同一業種の負荷率および前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p>	<p>28 保証金</p> <p>(1)当社は、6(需給契約の申込み)(1)もしくは37(需給契約の変更)の申し込みをされたお客様、または支払期日を経過してもなお料金その他この約款によって支払いを要することになった債務を支払われなかつたお客様から、大阪ガスによる供給の開始に先だって、または供給継続の条件として、そのお客様の予想月額料金の3月分(お客様の負荷率、操業状況、同一業種の負荷率および前3か月分または前年同期の同一期間の使用電力量その他の事情を基準として算定いたします。)に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</p>
<p>37 需給契約の変更等</p> <p>(1)お客様が需給契約の変更(オプション割引の変更または適用の除外を含みます。)を希望される場合は、II(契約の申込み)に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は、需給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。</p> <p>(2)当社、大阪ガス、送配電事業者等または電気に付帯するサービスを提供する事業者等の都合により、契約種別を廃止する場合は、当該契約種別のお客さまには廃止期日の3か月以上前にご連絡いたします。当該お客様に</p>	<p>37 需給契約の変更</p> <p>お客様が需給契約の変更(オプション割引の変更または適用の除外を含みます。)を希望される場合は、II(契約の申込み)に定める新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。需給契約の変更後の料金の適用開始日は、需給契約の変更後の最初の検針日とし、当該検針日の前日までの期間については、変更前の需給契約が定める契約種別の料金表を適用して料金を算定いたします。</p>

は、他の契約種別への変更または当社との需給契約の廃止等の手続きを行っていただきます。

別 紙

2 従量電灯

(3)スタイルプランP

ホ 契約期間および契約の継続

スタイルプランPの契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。契約期間満了に先立ち当社より送付する通知に記載の期間内に、所定の方法による契約の解約・契約種別の変更の申し出等がない場合は、所定期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。

また、需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上の開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

(5)ベースプランB

ホ ベースプランBオプション割引

(ハ) ベースプランBオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。なお、長期2年割引または動力セット割引を適用するお客さまとの需給契約の契約期間は、それぞれ(イ)aまたは(イ)bに定めるとおりといたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ、需給契約は、契約期間満了後もベースプランBオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。

(ホ) 需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上の開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。

(6) ベースプランB-G

ホ ベースプランB-Gオプション割引

(ハ) ベースプランB-Gオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。なお、

別 紙

2 従量電灯

(3)スタイルプランP

ホ 契約の継続

契約期間満了に先立ち当社より送付する通知に記載の期間内に、所定の方法による契約の解約・契約種別の変更の申し出等がない場合は、所定期間の最終時点をもって、契約期間満了後も1年間同一条件で継続されるものといたします。

(5)ベースプランB

ホ ベースプランBオプション割引

(ハ) ベースプランBオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。なお、長期2年割引および動力セット割引を適用するお客さまとの需給契約の契約期間は、それぞれ(イ)aまたは(イ)bに定めるとおりといたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ、需給契約は、契約期間満了後もベースプランBオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。

(6) ベースプランB-G

ホ ベースプランB-Gオプション割引

(ハ) ベースプランB-Gオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいた

<p>長期2年割引または動力セット割引を適用するお客様との需給契約の契約期間は、それぞれ(イ)bまたは(イ)cに定めるとおりといたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。</p> <p><u>長期2年割引または動力セット割引を適用するお客様において、</u>契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ、需給契約は、契約期間満了後もベースプランB - Gオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。</p> <p>(二) お客様は、ベースプランB - Gオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、ベースプランB - Gオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランB - Gオプション割引が適用されていた場合、ベースプランB - Gオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>(ホ) <u>長期2年割引または動力セット割引を適用するお客様との需給契約が継続される場合において、電気事業法第2条の13にもとづく供給条件の説明については、継続後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法第2条の14にもとづく書面の交付については、書面の交付、インターネット上の開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社および大阪ガスの名称および住所、契約年月日、当該継続後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。</u></p>	<p>だいたい日の直後の検針日より、適用いたします。なお、長期2年割引および動力セット割引を適用するお客様との需給契約の契約期間は、それぞれ(イ)bまたは(イ)cに定めるとおりといたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該需給契約の契約期間が満了する予定であった日までとすることができます。</p> <p>契約期間の満了までにお客さまから変更もしくは適用除外の申し出または需給契約の消滅もしくは変更がなければ、需給契約は、契約期間満了後もベースプランB - Gオプション割引を含め同一条件で同一期間について継続されるものといたします。</p> <p>(二) お客様は、ベースプランB - Gオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、ベースプランB - Gオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプランB - Gオプション割引が適用されていた場合、ベースプランB - Gオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p>
---	--